

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

京都労働局

最終更新日：令和8年3月10日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	備考
アナン通商（株）	京都府京田辺市	R7.3.7	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にクレーンの玉掛けの業務を行わせたもの	R7.3.7送検
（有）カメキンリサイクルシステムズ	京都府亀岡市	R7.11.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	ベルトコンベヤー端部のプーリー及びベルトに覆い等を設けていなかったもの	R7.11.12送検
浜宗産業（株）	京都府京丹後市	R7.11.17	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ約11mの塔屋の端部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.11.17送検
クリエイト工業（株）	兵庫県神戸市垂水区	R7.11.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約11mの塔屋の端部で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.11.17送検
山下工業（株）	京都府京都市右京区	R7.12.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグ・ショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R7.12.18送検
（株）伏見鴨川堂	京都府京都市伏見区	R8.1.15	最低賃金法第4条	労働者3名に、3か月間の定期賃金合計約80万円を支払わなかったもの	R8.1.15送検
（株）伴木材工芸	京都府久世郡久御山町	R8.2.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生法施行令第13条	エレベーター構造規格に定める安全装置を具備しないエレベーターを使用したもの	R8.2.6送検
（株）ミヤハラ装鞆	京都府京都市下京区	R8.2.24	最低賃金法第4条	労働者2名に、最大10か月間の定期賃金合計約120万円を支払わなかったもの	R8.2.24送検
（株）フクオカ機業	京都府京都市上京区	R8.2.27	労働基準法第24条	労働者6名に、最大7か月間の定期賃金合計約470万円を支払わなかったもの	R8.2.27送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	備考
(株) DNPテクノパック 京田辺工場	東京都新宿区	R8. 3. 3	労働安全衛生法第65条 有機溶剤中毒予防規則第28条	有機溶剤等を用いて行う印刷の業務について、6月以内ごとに1回、定期的に、濃度の測定を行わなかったもの	R8. 3. 3送検